別表第一中

北陸地方整備局	一般国道百四十八号のうち、長野県北安曇郡小谷村大字北小谷字穴平三千七百九十八番一から同村大字北小谷字つきだし千八百五十五番十三までの区間
	一般国道二百八十九号のうち、福島県南会津郡只見町大字叶津字木ノ根山国有林山口事業区百二十六林班ロ二小班から同町大字叶津字木ノ根山国有林山口事業区百二十六林班イ小班までの区間

を

北陸地方整備局	一般国道百四十八号のうち、長野県北安曇郡小谷村大字北小谷字穴平三千七百九十八番一から同村大字北小谷字つきだし千八百五十五番十三までの区間
	一般国道二百八十九号のうち、福島県南会津郡只見町大字叶津字木ノ根山国有林山口事業区百二十六林班ロ二小班から同町大字叶津字木ノ根山国有林山口事業区百二十六林班イ小班までの区間
	国道百四十八号のうち、長野県北安曇郡小谷村大字北小谷字穴平三千七百九十八番一から同村大字北小谷字つきだし千八百五十五番十三までの区間
	国道二百五十二号のうち、福島県大沼郡金山町大字塩字上中山三千二百八十番一から同町大字浜子千三百八十四番一までの区間
	国道二百八十九号のうち、福島県南会津郡只見町大字叶津字木ノ根山国有林山口事業区百二十六林班ロ二小班から同町大字叶津字木ノ根山国有林山口事業区百二十六林班イ小班までの区間

に改める。

別表第四北陸地方整備局の項長岡国道事務所の項中

一般国道八号、十七号及び百十六号	改築及び修繕、維持その他の管理

を

一般国道八号、十七号及び百十六号	改築及び修繕、維持その他の管理
一般国道二百五十二号	災害復旧工事

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○厚生労働省国土交通省告示第一号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三条第一項の規定に基づき、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成二十一年厚生労働省国土交通省告示第一号）の一部を次のように変更し、平成二十三年十月二十日から適用することとしたので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき公表する。なお、高齢者居住生活支援サービスに係る指針（平成二十一年厚生労働省国土交通省告示第二号）は、同日限り廃止する。

平成二十三年十月七日

厚生労働大臣　小宮山洋子
国土交通大臣　前田　武志

前文中「叶った」を「かなった」に、「地域とのつながり」を「、若年層、子育て世帯等を含む多世代により形成される地域コミュニティとのつながり」に、「民間の賃貸住宅の」を「民間の賃貸住宅については、その」に改め、「解消する」の下に「とともに、家賃等の前払金の考え方を明確にする等入居契約において入居者である高齢者の保護を図る」を加え、「高齢者の居住の安定確保に関する基本的な方針」を「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針」に改める。

一中「高齢者居住生活支援体制」の下に（「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下「高齢者住まい法」という。）第三条第二項第五号に規定する高齢者居住生活支援体制をいう。以下同じ。）」を加える。

二中「住宅市場」を「高齢者のための住まいに対するニーズやその立地状況を始めとする住宅市場等」に、「高齢者に係る賃貸住宅」を「高齢者のための住まい」に、「入居し得る賃貸住宅」を「安心して居住することができる住まい」に、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号。以下「高齢者住まい法」という。）に基づき、登録住宅、高齢者向け優良賃貸住宅及び高齢者住まい法第五十六条の事業（以下「終身賃貸事業」という。）を「高齢者住まい法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度及び高齢者住まい法第五十二条に規定する事業（以下「終身賃貸事業」という。）の認可制度」に改め、「賃貸人」という。）」の下に「、有料老人ホーム（老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）の設置者、医療法人、社会福祉法人」を加え、「はじめとする」を「始めとする」に、「こととする。中でも、国は、高齢者居住支援センターの事務が適切に行われることとなるよう、高齢者居住支援センターにおいて適正な事務執行体制の確立が図られるよう努めるとともに、地方公共団体に対する支援を行い、あわせて高齢者、賃貸人、宅地建物取引業者、高齢者のための相談・情報提供等を行う者をはじめ、広くその」を「とともに、広く関係者の」に、「高齢者住まい法に基づく」を「これらの」に、「備えた住宅」を「備えた住まい」に改め、「高齢者を円滑に受け入れる民間の賃貸住宅、特に」を削り、「居住できる」の下に「よう、日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができ、かつ、」を加え、「民間の賃貸住宅の戸数」を「民間事業者が提供する住まいの戸数」に、「高齢者向け優良賃貸住宅との」を「高齢者向けの優良な賃貸住宅（高齢者住まい法第四十四条に規定する高齢者向けの優良な賃貸住宅をいう。以下同じ。）との」に改め、「を行う賃貸住宅をいう。以下同じ。）」の下に「、公社住宅（公社が整備、管理及び譲渡を行う賃貸住宅をいう。以下同じ。）、高齢者向けの優良な賃貸住宅」を加え、「、高齢者向け優良賃貸住宅等」を「等」に、「あわせて、高齢者居宅生活支援施設」を「併せて、高齢者居宅生活支援事業（高齢者住まい法第四条第二項第二号ニに規定する高齢者居宅生活支援事業をいう。以下同じ。）の用に供する施設（以下「高齢者居宅生活支援施設」という。）に、「確保された賃貸住宅」を「確保された住まい」に改める。

三の標題中「賃貸住宅」を「賃貸住宅等」に改める。

三の1中第四段落を削り、第三段落の次に次の二段落を加える。

さらに、当該賃貸住宅において高齢者居宅生活支援事業において提供される保健医療サービス又は福祉サービス（以下「高齢者居宅生活支援サービス」という。）の提供が行われる場合には、当該賃貸住宅に係る賃貸借契約と高齢者居宅生活支援サービスの提供に係る契約とを、別個の契約として明確に区分するよう努める。ただし、賃貸住宅である登録住宅（高齢者住まい法第七条第五項に規定する登録住宅をいう。以下同じ。）については、この限りでない。

また、高齢者居宅生活支援サービスの提供が、高齢者が賃貸住宅を選定するに当たって、及び高齢者が当該賃貸住宅で生活するに当たっての重要な要素となることから、高齢者居宅生活支援サービスの内容についてあらかじめ明示するとともに、入居募集の段階から高齢者居宅生活支援サービスについて十分な情報提供が行われることが望ましい。また、高齢者居宅生活支援サービスは、介護保険法等の関係法令を遵守するだけでなく、適正な契約に基づいて提供されることが望ましい。このため、賃貸人は、自ら高齢者居宅生活支援サービスを提供する場合には適正な高齢者居宅生活支援サービスを提供するとともに、委託又は提携により高齢者居宅生活支援サービスを提供する場合には実際に高齢者居宅生活支援サービスを提供する事業者との契約を通じて適正なサービスの提供が行われるように措置することが望ましい。